

令和8年6月定例会

総務委員会資料

(総務部)

窓口における受付時間短縮の試行について

1 実施目的

窓口受付時間の短縮により生じた時間を、ミーティング等の情報共有やサービス向上に向けた検討に有効活用するとともに、窓口業務の見直しによる時間外勤務の縮減など、適切な業務管理を図る。

2 実施案

(1) 対象窓口

住民票や戸籍関係の証明書を発行する市民課など20課所室および各市民SC等の一部窓口

本庁舎 1階	生活総務課、市民課、国保年金課、特定健診課、後期高齢医療課、市民相談センター、障がい福祉課、保護第一課・第二課
本庁舎 2階	市民税課、資産税課、納税課、特別滞納整理課、福祉総務課、長寿福祉課、介護保険課、監査指導室、子ども総務課、子ども育成課、子ども福祉課
各市民 SC等	西部市民SC、北部市民SC、河辺市民SC、雄和市民SC、南部市民SCの一部および駅東SC

(2) 受付時間

9時から16時45分まで（前後30分、計60分の短縮）

(3) 試行期間

令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで

3 今後の対応

- (1) 各窓口への案内文の掲示のほか、広報あきたや公式LINE等のSNSを活用した情報発信を行い、広く市民への周知に努める。
- (2) コンビニ交付やオンライン申請の利用促進に取り組み、利便性を確保する。
- (3) 来庁者および職員を対象としたアンケート調査を実施し、窓口サービスの向上を図る。

4 今後のスケジュール

令和8年 7月 市民への周知開始

10月 受付時間の短縮を試行、アンケート調査の実施

令和9年 4月 実施予定

次期行政改革大綱の策定について

第8次秋田市行政改革大綱では、「公共サービスの改革」「財政運営の改革」「組織・執行体制の改革」の3つの視点に基づく改革により、市民協働による地域・社会課題の解決、経営資源の最適配分、効率的な行政運営などに取り組み、さらなる市民サービスの向上を図ることで、県都『あきた』創生プランに掲げる基本理念の実現を目指しており、計画期間の最終年度である令和8年度末には、全71の取組のうち69の取組が実施・完了する見込みとなっている。

引き続き、人口減少や少子高齢化の進行、厳しい財政状況や急速に進展するデジタル化等の社会情勢の変化や課題に対し、将来にわたって安定的に質の高い行政サービスを提供するため、これまで以上に「変えることを恐れない」強固な意志を持ち、積極的に不断の改革を推進するべく、令和9年度を初年度とする次期行政改革大綱（以下「次期大綱」という。）を策定するものである。

【第8次秋田市行政改革大綱の取組項目の進捗状況】

年度	取組合計	進捗状況	
		実施・完了	準備手続等
令和5年度	71	55 (77.5%)	16 (22.5%)
令和6年度	71	61 (85.9%)	10 (14.1%)
令和7年度	71	63 (88.7%)	8 (11.3%)
令和8年度	71	69 (97.2%)	2 (2.8%)

※令和8年度の進捗は見込み。

1 第8次秋田市行政改革大綱の主な取組と課題

(1) 公共サービスの改革

<主な取組>

① 市民協働・官民連携の推進

コミュニティセンターへの指定管理者制度導入などの民間活力の活用による公共サービスの向上や大規模災害時に市民協働による避難所運営を可能とする体制の構築

② 公共施設マネジメントの推進

公共施設の総合劣化度評価手法を確立し、施設保有量の見直しの再編案をまとめるなど公共施設マネジメントを推進

③ 市民満足度の向上

証明書のオンライン申請などの電子申請可能な行政手続きを拡充したほか、秋田市公式LINEの応答型の配信機能や市民からの要望受付機能の追加による道路除排雪関係サービスの充実

④ 受益と負担の適正化

物価高騰等の社会経済情勢の変化を踏まえ、令和6年4月1日に352施設の使用料等を改定し、その後の利用状況等について調査・分析を実施

<課題>

ア さらなる人口減少・少子高齢化の進行を見据え、持続可能な公共サービスを確保するため、引き続き、市民協働等によるまちづくり、公共施設等の再編や管理・運営への官民連携等の手法の導入などに取り組む必要がある。

イ 社会全体のデジタル化の進展やライフスタイルの多様化等に伴い変化する市民ニーズに対応していくため、電子申請可能な行政手続きの拡充など、さらなるデジタル化の推進により、行政サービスの向上を図る必要がある。

(2) 財政運営の改革

<主な取組>

① 財政基盤の確立

中・長期財政見通しを毎年度作成し、本市財政運営のフレームとして活用したほか、事業の年度間調整や新規発行の抑制などにより市債残高を抑制

② 歳入の確保

広告料収入等の新規財源の開拓やガバメントクラウドファンディング、未利用資産の売却のほか、ふるさと納税を推進

③ 歳出の見直し

公共施設の概算工事費等の事前協議や公共施設への太陽光発電システムの設置、運行データ分析による公用車保有台数の見直しなどによるコスト圧縮

<課題>

ア 今後見込まれる市税等の減少に伴う財政規模の縮小に対応するため、歳入の確保はもとより、すべての経費にわたり徹底した精査を行うなど、これまで以上に歳出の見直しに取り組む必要がある。

イ 経済情勢の変化や大規模災害など、不測の事態にも対応することができるよう基金の残高を確保し、将来にわたり安定した財政基盤を構築する必要がある。

(3) 組織・執行体制の改革

<主な取組>

① 適正かつ効率的な組織体制の構築

「新エネルギー産業推進室」、「子ども家庭センター」など時事の課題に対応した課所室の設置や企画財政部の再編

② 執行体制の見直し

公印省略の拡大や汚水中継ポンプ場の再編による維持管理体制の効率化

③ 業務のデジタル化

先端技術の活用による事務の効率化や標準化対象事務のシステム移行準備

<課題>

- ア 社会情勢の変化や新たな市民ニーズに的確に対応するため、引き続き、職員の資質・能力の向上や適時・適切な組織づくりなどに努める必要がある。
- イ 未移行となっている情報システムの標準化・クラウド化や、さらなる行政事務へのデジタル技術の活用拡大などにより、一層効率的な執行体制を構築する必要がある。

2 次期大綱における行政改革の目的

行政改革の不変的な3つの視点を継続し、「多様な主体との共創による地域・社会課題の解決」、「選択と集中による経営資源の最適配分」、「効率的・効果的な行政運営」に取り組み、『プラスの循環』プランに掲げる基本理念の実現を通じて、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

また、本市を取り巻く社会情勢や第8次秋田市行政改革大綱の取組と課題を踏まえ、デジタル技術の活用による徹底した効率化と公共施設マネジメントの推進を次期大綱の重点項目に設定するほか、改革に取り組む職員の姿勢として、第5次人材育成・確保基本方針における目指す職員像の1つでもある「変革する勇氣」を胸に果敢に挑むこととする。

・視点1 公共サービスの改革

多様な主体とこれからの公共を共に創造していくとともに、デジタル技術を活用したサービスの見直しや持続可能な施設保有量等の公共施設マネジメントの推進などの公共サービスの改革に取り組み、安定した質の高い公共サービスの提供を目指す。

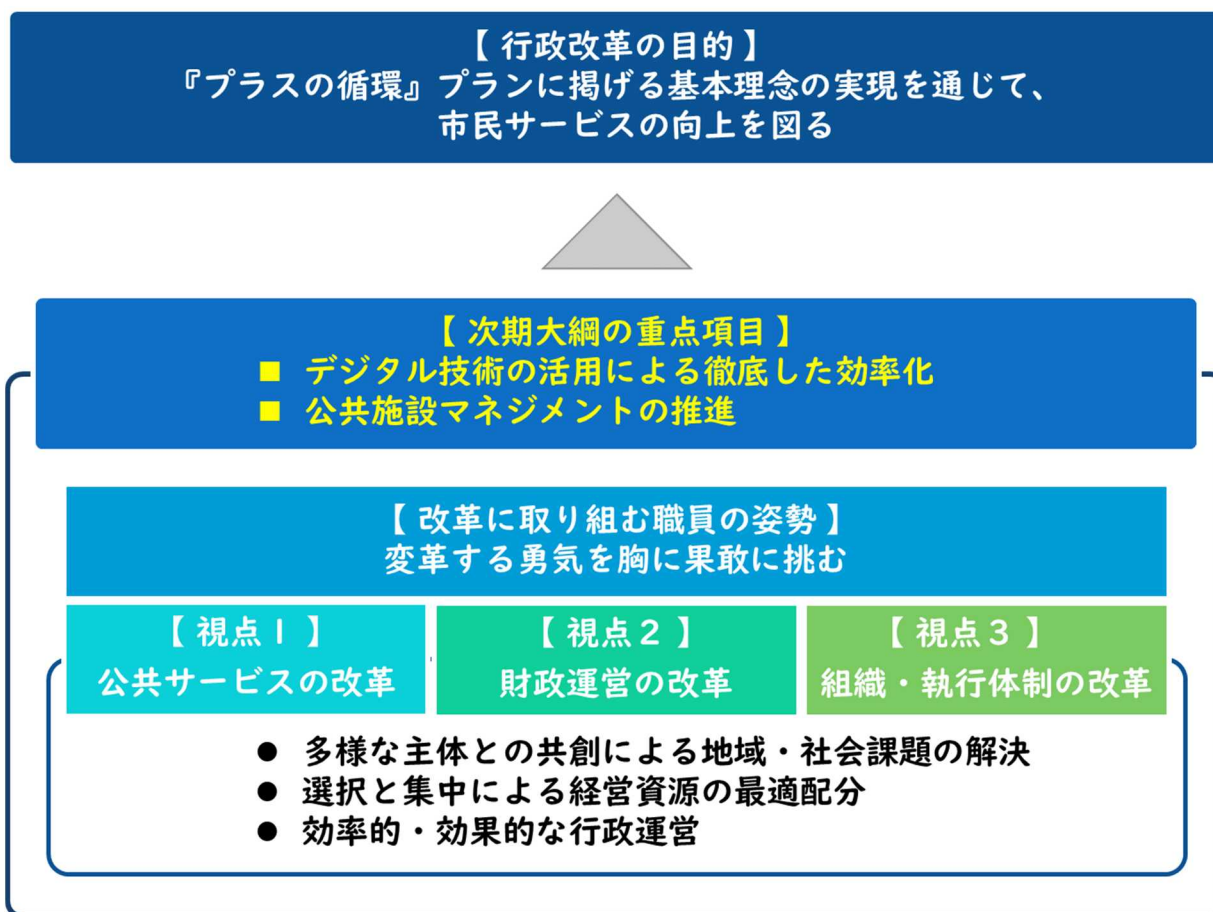
・視点2 財政運営の改革

選択と集中による経営資源の最適配分を図り、歳入規模に見合った歳出構造を堅持するとともに、「稼ぐ」意識のもと、自主財源の確保や徹底した歳出削減などの財政運営の改革に取り組み、将来にわたって安定的な財政基盤の確立を目指す。

・視点3 組織・執行体制の改革

組織体制の見直しを適時・適切に実施するほか、デジタル技術の活用拡大による業務の効率化を図るなどの執行体制の改革に取り組み、社会情勢の変化や新たな市民ニーズにも的確に対応できる行政組織の構築を目指す。

【行政改革のイメージ図】



3 計画期間

令和9年度から13年度までの5年間とする。

4 次期大綱の構成および進捗管理

(1) 構成

次期大綱については、「①基本的事項」および「②改革の項目」で構成する。

「②改革の項目」に係る取組状況については、毎年度策定する実施計画に詳細を記載する。

大綱	①基本的事項…行政改革の目的、視点、前大綱の取組状況等 ②改革の項目…取組項目、スケジュール、成果指標等
実施計画	「②改革の項目」に係る取組状況（毎年度策定）

(2) 成果指標

進捗状況を客観的に検証し、効果的に取組を推進するためにKPI（重要業績評価指標）を設定し、可能な限りアウトカム（取組の実施による最終的な効果、単なる業務量ではなく、どういった変化をもたらすのか）で示すこととする。

(3) 進捗管理

毎年度、上期・下期に取組状況を把握して分析・評価を実施し、その結果を次年度の実施計画に反映させるほか、社会経済情勢の変化等に伴う新たな行政課題に迅速に対応するため、取組項目の拡充や追加について柔軟に対応する。

5 策定体制

行財政改革実施会議の専門部会や各部局から提案される取組項目を取りまとめ、庁議で審議するほか、市議会や行政改革市民委員会等の意見を反映させ策定する。

6 策定スケジュール

	策定段階	審議事項	事務局作業
7月	① 大綱原案 基本取組項目	(大綱原案) ①実施会議	改革の項目に係る 庁内ヒアリングおよび調整
8月		①庁議 ①市民委員会	
9月		①総務委員会 ・大綱原案の報告	
10月	② 大綱案	(大綱案)	・大綱原案に係る パブコメ等意見募集 ・大綱案の検討および調整
11月		②実施会議 ②庁議 ②市民委員会(報告)	
12月		②総務委員会(報告) ・大綱案の報告	
R9年1月	大綱確定・公表		次期大綱に基づく 「実施計画」の検討および調整
2月			
3月			実施計画確定・公表

特定利用空港・港湾について

1 概要

国は総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁が平素において必要に応じ空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」としている。

「特定利用空港・港湾」については、民生利用を主としながら、大規模災害などの緊急時の際には、国民保護の観点から、自衛隊や海上保安庁の艦船や航空機が柔軟かつ迅速に空港・港湾を利用できるように、平素から関係省庁とインフラ管理者において、連絡・調整体制の構築、強化を図るものとされている。

2 国からの説明状況

5月13日（水）に国の説明会が開催され、県および関係市に対し、秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港を特定利用空港・港湾として指定したい旨の説明があった。

【説明会出席者】

国：内閣官房、国土交通省、海上保安庁、防衛省

県：危機管理監、総合防災課長、建設部長、港湾空港課長ほか

市：秋田市、北秋田市、男鹿市

※本市は危機管理監、防災安全対策課長、商工貿易振興課長が出席

3 今後の対応方針

県では、関係する地域に不安や懸念が生じることがないように、空港、港湾利用者や関係市、関係団体に丁寧な説明しながら対応を検討するとしている。

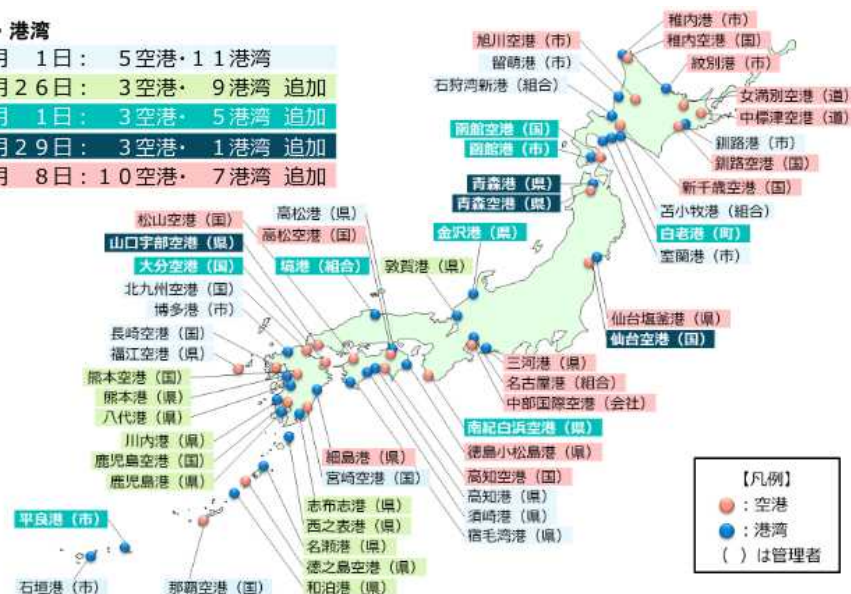
本市としては、県の対応や判断を注視しつつ、北秋田市、男鹿市と連携しながら、情報収集等に努めていく。

4 全国の指定状況（内閣官房国家安全保障局ホームページより）

令和8年4月8日時点で、24空港、33港湾が指定されている。

特定利用空港・港湾

令和6年4月1日	5空港・11港湾
令和6年8月26日	3空港・9港湾 追加
令和7年4月1日	3空港・5港湾 追加
令和7年8月29日	3空港・1港湾 追加
令和8年4月8日	10空港・7港湾 追加



5 質疑応答の概要

(1) 秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港を「特定利用空港・港湾」とする必要性

(答) これらの空港・港湾の近傍には、例えば、陸上自衛隊の秋田駐屯地（第21普通科連隊）が所在しており、災害対応を含む各種事態への対応において、利用させていただく可能性があるため。

(2) 全国的な配置に関する方針

(答) 政府としては、厳しい安全保障環境において自衛隊・海上保安庁が実効的に対応するためには、多様な空港・港湾を、平素から円滑に利用できることが重要であり、引き続き本取組の更なる充実化を図っていく考えである。

これまでに調整してきた「特定利用空港・港湾」には北海道や九州のものが多く含まれるが、これを全国の空港・港湾に広げていきたいと考えている。

(3) 秋田空港が特定利用空港となった場合も、過去に防衛庁等と締結した秋田空港に関する協定等が引き続き有効かどうか。（協定等において、例えば「防衛庁は、秋田空港に戦闘機を配備しないものとし、また、同空港を戦闘機の訓練にも使用しないものとする。」などとされている。）

(答) 現在も有効だと認識している。自衛隊はこれまでも、インフラ管理者と調整の上、我が国の安全保障を確保する観点から、様々な民間空港において、戦闘機による離着陸訓練や各種事態に対応するための部隊の展開訓練等を実施してきた。

秋田空港が「特定利用空港」となった後については、どのような訓練を行うかは現段階では具体的には決まっていないが、今後、戦闘機による訓練を秋田空港にて実施することも想定していることから、協定等については、今回の調整を機に見直しを相談させていただきたいと考えている。

また、具体的な訓練内容についても、空港管理者をはじめとする関係者と十分に調整させていただければと考えている。